

生駒市企業立地促進補助金制度

目的

奈良県企業立地基本計画及びけいはんな地域広域基本計画の特に重点的に企業立地を図るべき区域とされた本市内区域における企業立地を促進し、本市経済の活性化、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

補助金の対象者及び要件

| | | |
|-----|---|--|
| 対象者 | 生駒市外からの転入企業及び生駒市内での移転、新・増設企業で、製造業の工場・研究所を立地する企業 ※奈良県企業立地基本計画に示された「特に重点的に企業立地を図るべき区域」 ①高山サイエンスタウン ②北田原工業団地] を対象とする。 | |
| | 新築 | 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く。)が2億円以上、または、取得若しくは賃借をした用地等の面積が1,500平方メートル以上であること |
| 要件 | 増改築 | 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く。)が1億円以上、または、新たに取得若しくは賃借をした用地等の面積が1,500平方メートル以上であること |

補助金の対象者及び要件

| 区分 | 交付期間 | 交付額 | 交付限度額 |
|--------------|---|---|--------------------------|
| (A) 事業所設置補助金 | 事業所の操業を開始した日の属する年度の翌年度 | 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く。)の100分の10を乗じて得た額 | (A)と(B)の合計額が、50,000,000円 |
| (B) 雇用促進補助金 | 同上 | 市内新規常用雇用者1人につき40万円 | |
| (C) 操業支援補助金 | 事業所の操業を開始した日以後最初の固定資産税(土地に対して課する固定資産税を除く)の課税年度の翌年度から3年度 | 固定資産税(土地に対して課する固定資産税を除く。)の課税額に第1年度にあっては10分の9、第2年度にあっては3分の2、第3年度にあっては3分の1を乗じて得た額 | 3年間の合計が、30,000,000円 |

※奈良県の補助金の交付を受ける場合は、(A)事業所設置補助金及び(B)雇用促進補助金、また、補助対象事業者が関西文化学術研究都市建設促進法に基づく固定資産税の特例を受ける場合は、(C)操業支援補助金については交付しないものとする。

※掲載データは平成23年3月31日現在のものです。変更される場合もございますので、事前にお問い合わせください。

企業誘致基盤整備

1億7,703万円

「平成22年度 生駒市の事業と予算」より

生駒市唯一の工業地域である北田原工業地域へのアクセス改善と沿道の住民の安全の確保により、企業誘致の促進を目指します。

- 北田原南北線
1 工区 用地補償、調査
2 工区 用地補償

- 北田原中学校線
測量

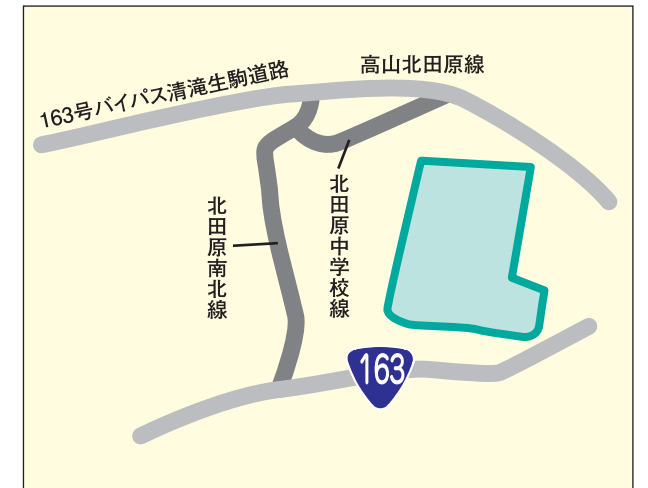
主な経費

| | |
|------------|-----------|
| 委託料…………… | 1,625万円 |
| 公有財産購入費…… | 1億2,790万円 |
| 補償補填費…………… | 3,000万円 |

生駒市以外の財源

| | |
|--------|---------|
| 国…………… | 9,405万円 |
|--------|---------|

担当 生駒市建設部事業計画課、土木課



清滝生駒道路(国道163号線バイパス)計画図



資料提供 奈良国道事務所

【お問い合わせ先】 生駒市 市民部 産業振興課 企業立地推進係
〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38 TEL.0743-74-1111 FAX.0743-74-9100
ホームページ: <http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/03600/>

※掲載データは平成23年3月31日現在のものです。変更される場合もございますので、事前にお問い合わせください。